

平成30年度 第4回(7月)定例教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所2階 庁議室
2. 開催日時	平成30年7月9日(月) 午後 15時00分 開始 午後 17時00分 終了
3. 出席委員	上島和久教育長、福田みゆき委員、瀧永善樹委員、川原尚子委員、辻愛委員
4. 欠席委員	なし
5. 事務局	高嶋正広教育次長、草合要平教育改革担当理事、内匠勝也教育総務室長、山村浩由学校教育室管理主事、宮前浩幸文化生涯学習室長、松本孝寿図書館長、田中弘二市民スポーツ室長、金森國康教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 議事	下記のとおり

(教育長) それでは皆さん、こんにちは。今日は、開始時間が少し遅くなっておりませんが、5時までの日程ということでよろしくお願ひしたいと思います。

学校はあと10日ほどで、1学期の終業式を迎えるところでありまして、教育委員会事務局といたしましても、精一杯支援をしていかなければならないと思っているところですので、よろしくお願ひします。

本日の会議の公開について、先ずお諮りいたしたいと思ひます。本日の事項中、その他の項目の義務就学者の就学校の変更について、につきまして、また、児童生徒の問題行動について、におきましては、名張市教育委員会会議規則第8条の規定によりまして、非公開とすることを提案いたしたいと思ひます。委員の皆様方にはご異議ございませんでしょうか。

(委員) 異議なし

(教育長) ありがとうございます。ご異議がないようですので、この案件につきましては非公開として本日の会議を進行することといたします。

1. 報告 第13号 臨時代理した事件(名張市教育支援委員会委員の委嘱及び任命)の承認について

(事務局 説明)

(教育長) はい。説明が終わりました。この件につきまして委員の皆様方からご質問、ご意見ございましたらお出し願ひしたいと思います。

(委員) 委員さんの承認につきましては何も問題はないですが、教育支援委員会のことで少しお尋ねしたいんですけれども、特別支援が必要な子どもさんが年々増えているというのは認識しているんですが、ここ2～3年で、この支援委員会に対象となる子どもの数というのはどういう傾向にあるかというのは分かりますでしょうか。

(事務局) 今、手に持っておりませんのでまた報告させていただきます。

(教育長) 他いかがですか。よろしいでしょうか。

はい。それでは報告第13号につきましては、承認ということで進めたいと思います。

#### 報告 第14号 臨時代理した事件（名張市いじめ問題専門員会委員の委嘱）の承認について

(事務局 説明)

(教育長) はい。他の件はよろしいですか。

報告、説明が終わったところですが、委員の皆様方から何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。今回につきましては専門委員会委員の変更ということでございますが、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは、報告第14号については、このとおり認めていきたいと思います。

#### 報告 第15号 臨時代理した事件（名張市社会教育委員の委嘱及び任命）の承認について

(事務局 説明)

(教育長) 説明が終わりました。この件につきまして何か委員の皆様方から、ご質問ご意見がございましたらお出してください。

(委員) 今、最後にご紹介いただいた新任の方、家庭教育スタッフ、この家庭教育スタッフというのは、どういうものでしょうか。

(事務局) 教育センターで家庭教育講座を開催しておりまして、そちらで活躍いただいでい

る方を紹介いただいて委嘱させていただいております。

(教育長) 他どうですか。はい、では、ご異議なさそうでございますので、先ほどの件は置いておいて承認という形で進めていきたいと思えます。

## 2 議案 第20号 名張市立中学校部活動に関する方針の策定について

(事務局 説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件について委員の皆様方からご意見、ご質問等ございましたらお出し願いたいと思えます。最初にですが、方針と、決めたように書いていますが、一応今日、今の段階では「案」という形の対応でお願いしたいと。今日のこの会議をもって正式決定すると、校長会でも伝えていきますので、そういう方向でお願いしたいと思えます。今説明があったとおり、先般の委員の皆様方への説明の折のご意見を踏まえまして、かなり協議をしたうえで修正をかけさせてもらい、校長会の方にも検討してもらい、一応了解は得ているということでもあります。これは初めてのことでありますので、やってみようという点も確認されているところがございます。ただ学校現場では、もう学校では夏休みの計画等をたてておりまして、正式にはこの4月の段階で暫定的に示してありますガイドラインに基づく指導の方針に基づいてやってもらうということも確認がなされております。

(委員) 前回の要望に対しまして、大変良くご検討いただき、見直しをかけていただいたように拝察しております、ありがとうございます。16ページ文言のことについて、気になる点が一点ございまして、再度ご検討いただければと思う次第です。4行目です。②平日は、の下、朝練等とあります。こちらは、早朝練習というような記載ではいかがでしょうか。以上です。ご検討いただければと存じます。

(事務局) ありがとうございます。分かりにくい言葉で申し訳ありません。修正をかけたいと思えます。ありがとうございます。

(教育長) 修正ということ。現場では早朝練習ということよりも、朝練ということを一般的には使われていると思うので、そのあたりは先ほど事務局からあったように検討させていただきますが、このままいくという可能性もあることをご理解いただければと思えます。

他、いかがですか。よろしいでしょうか。そうしたら、これを再度、細かいことの点検をしたうえで、明日の日付で、名張市としての部活動に対する方針を提示するという形で、進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

## 議案 第21号 名張市スポーツ推進審議会委員の解任及び委嘱について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ただいま説明があった通りでございますが、途中の任期の委員さんの交代ということで、委員の皆様方からご意見、ご質問がありましたらお願いいたしたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、提案のあったとおり変更という形で承認をさせていただきたいと思えます。

### 3 協議 (1) 名張市小中一貫教育実施要項(案)の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。このことについて協議ということございまして、皆様方の方から、なんなりとご意見、ご質問をお出しいただきたいと思えます。

(委員) まず23ページの第4条の(1)の実施形態で、まずここから文言でわからないところですけども、一貫教育だということは、アイデアは分かるんですけども、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校という言い方が出てきているということは、2パターンあるというふうを読むのか、及びですから、二つあることを言っているのか、または、どちらということも言っても良いのか、そこがはっきりしないように思えます。当初の理解としてはどうでしょうか。ここは規則にある言葉でしょうから、私の理解が足りないだけだと思うんですけども。

(事務局) 中学校併設型小学校と言いますのは、つつじが丘小学校のことです。南中学校を併設している小学校です。小学校併設型中学校は、南中学校のことを指します。今後例えば、赤目中学校ですと、小学校併設型中学校、小学校をたくさん、4校ほど併設した中学校が赤目中学校ということになります。中学校併設型小学校というのは例えば百合が丘小学校。百合が丘小学校は赤目中学校を併設した小中一貫校ということになります。中学校併設型小学校と、小学校併設型中学校、これは法に記載されている名称ですので、このまま残したいと思えます。「及び」については検討させていただきます。

(委員) (3)のグランドデザインの文言の中で、3行目の各学校の校長はと、届け出るのは一貫している、それぞれの小学校、それぞれの中学校。そのグループを構成しているそれぞれが、教育委員会に提出するという理解でよろしいですか。

(事務局) はい。それぞれというふうに考えています。グランドデザインというのは、このような形、9年間を意識した学校教育目標、めざす子ども像、それからそれぞれの部会で取り組む内容、体系図となっております。これを自分の学校を主体として作っていくということです。

(委員) そうするとグランドデザインはその中学校区で、各学校で微妙に違ってよろしいんですね。例えば赤目中学校区で考えると、百合が丘小学校のグランドデザインと、箕曲小学校のグランドデザインは違ってても良いですか。

(事務局) 最終めざすところ是一緒になってきます。学校規模も違いますし、地域性も違います。これは、つつじと南中ですので、1小1中の中でバチッと1枚に纏まりますけれども、それは今後学校毎にというふうには考えております。

(委員) 目標にある(4)ですね。名張の人、自然、歴史、文化等の良さを知りという部分ですけれども、名張のことを学んだったら小中一貫にしなくても名張市全体が学んでいくということで、ふるさと学習という形も作ってくれているんですけども、やっぱり中学校ブロックで、地域の自分達が住んでいる地域のことを、人や自然や歴史のことを深く学んでいくということも考えると、名張とするよりも、自分の住む地域のというような、範囲を狭くした方が、その地域のめざすところにはまってくるのかなというふうに思います。

また、第4条の(1)実施形態のところ、学習指導要領の6-3の区切りによる教育課程の編成というところを教えてくださいたいと思います。以上です。

(事務局) 第3条の(4)の所ですけれども、これは「なばり学」のことを書いてございます。これが最初に出させていただいた小中一貫のリーフレットのところからずっと、その理念は貫かれています。なばり学のカリキュラム、それからテキストの方もでき上がってきておりますけれども、テキストをやれば良いということではなくて、各小学校、中学校の地域性に応じて活用していくということも含んでおります。ただ、カリキュラムの中に、ふるさと学習なばり学ということも挙げており、やはり「名張」ということを明記をさせていただきたいと思っております。もちろん「名張」の中に、それぞれの地域ということも含んでおります。

それから6-3の区切り、でございますけれども、区切りについては、学年段階の区切りの研究ということで、当初は、(例)4-5制ということで書いてきたところです。これにつきましては小中一貫校(仮称)桔梗学園の設置にも関わり、前期課程を1年から4年まで、後期課程を5年から中学校3年までで、校舎も分離をする中で実施する案をお示ししてきたところです。ただ高学年不在の小学校の在り方など、保護者や地域住民、教職員等から

様々なご意見もいただきました。そんな中で去年の8月18日に、適正規模適正配置の実施計画（案）も見直し案を出させていただき、施設的に分断する4－5制の区切りから方向転換をさせていただいたところですが研究推進校における取組については、成果として不登校生徒の減少や、生徒の学びに向かう意欲の継続等の効果も表れてきております。しかしながら、各学年1クラス規模の小学校における教科担任制の実施や、乗入れ授業の移動距離・移動にかかる時間等、1小1中ではない中学校区における難しさも指摘をされてきているところです。今後、他の中学校区での実施を見据え、指導の区切りとしては無理をせずに、学習指導要領の6－3の区切りによる教育課程の編成による実施とさせていただきたく、この実施要項に表したところです。

（教育長）今、事務局が言った通りでありますけれども、大筋は小中一貫とは言え教育課程は文科省が言っているような6－3制のものを準用すると。そうしないと、もし転校とか名張から変わって行く時にはどうなってくるのかと。習ったところ、習ってないところがあるてはいけないという中では小学校6年間の中で、やらなければならないことはきちんとやる。こういうことを明記しておくことが基本的には大事であると。しかしながら、その実態、いろいろ学校の規模等により違いますけれども、その特例についてはウのところに書いてあるとおりで、教育課程の特例とか編成についてのことも書かれておりますので、その基本以外のところの分についてはやれますよということを挙げたうえで、やっていこうということでございまして、そんな中で教科担任制でもそうですし、ふるさと学習なんかでも、上巻と下巻と分けて4年生以下の分と、あと5年からの分と分けてありますけれども、それは独自のものですから、これは特例の分に入ってくるところです。まずは学校教育法で言われているような形の中で、6－3制の区切りということについては基本的には崩さないですよというふうなことをやっていながら、特例で一部それをやっていく。そして学校によって違いがありますから、全部一律になっているのではなくて学校によっても違いますので、そのグランドデザインなり、あるいは推進のカリキュラムは若干変わってくることもあると、それをきちっと理解してもらわないとできないのかなと。今日みなさん方のご意見をいただいて、再度検討もしていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（委員）22ページの第2条第2項の2行目。ここで小中一貫教育実施届出書、記載のことですけれども、これは届出書ということで様式第1号に定められたものとは、ということとの対応で考えますと、文書名ということでは、カギ括弧は、必要ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

（事務局）修正させていただきます。

(教育長) 他いかがですか。本年4月からは南中、つつじが本格実施をしてもらっているところですが、今後そこをスタートとして多くの学校が入って来るところですので、今ここできちとしたものを、この実施要項で謳っていき、分かりやすくするのが一番ではないかなと思っていますので、若干のそのこれ何を示すかわからないということでは、困る分もありますので、今、事務局が言った形の中で、再度検討を加えたうえで、改めて、また皆さん方にも諮らせていただくということですし、また他にもいろんな点があると思います。遠慮せず今の内に、お考えを事務局の方へできたら早いうちにお出しただければ、非常に有難いなと思っていますので、ぜひご意見をいただければありがたいと思います。

(委員) 最後にもう一点付け加えてご質問です。23ページの第4条の(3) グランドデザインの2行目です。成果指標等を設定して取り組むとございます。これはもう何かアイデアをお持ちでしょうか。そしてその新規に成果指標を設けられた場合にどういう影響があるかということ考えたときに、例えば名張市でのいろいろな教育実践の成果を経年変化でいろいろと毎年見直しをされて、評価をされているものがございますね。あのような形で、そういったこういうものも入って来るのか。または、全く別のもので考えていくのかという、今のところのアイデアを教えてくださいと思います。将来的に成果指標があるがゆえに、そのことで評価を受ける学校側の取組自体が変わってくるかと思っていますので、もし私が校長でありましたら、どういう成果指標を自分達が作って良いのか、ある程度ガイドラインみたいなものがあるのかどうかとか、それからその成果指標をどのくらいの間に成果を出さないといけないようなことなのかとか、もしアイデアがありましたら将来性をみて少し教えていただければと思います。

(事務局) ここに書かせてもらっております成果指標については、各学校長が年度ごとに立てております経営計画の中にあるものです。その中には重点取組があり、成果指標ということで、各校長先生が定めます。そのことを記載したものです。教育ビジョンの成果指標とはまた異なるものです。

(委員) 良くわかりました。そうしますと現状の各学校での経営計画の中の成果指標をそのままということになりますか。私全く違うことを思っておりました。小中一貫をしたことで成果がこう出ましたという成果指標をここへ持って来られるのかなというふうに思ったものですから、そこがお尋ねしたい点です。

(事務局) 成果指標については、委員さんご指摘のとおりだと私は思います。小中一貫教育が始まることによって、今ある指標を基にアレンジできるものはしていただくという形の中で考えて行くべきかなと。やはりある程度小中一貫教育という一つの目的を持ってやる以上は、そのある程度分かる成果指標というのを求めているかないといけないということでは

あると思いますので、それについては事務局としても研究していく必要があるのかなと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

(教育長) 追加ですけれども、当然、各学校これまでも各校長さんは毎年の計画なり、重点目標等を挙げてやってもらっているところですので、この部分と共通する部分もあるかもしれませんけど、全て代用という形はいかかなものかと。ということは先ほども仰って来ていましたけれども、第3条の目標が5項目挙げられているわけですから、この目標に対して、今、委員さんが仰ったことを踏まえて、この小中一貫教育の内容等について特化してやっていくということは、非常に大事なことであって、しかも現場の大きな負担にならないようにしてもらいたいことも、さらに大事なことかなと思っておりますので、このあたりでもう一回再考してもらったら良いのかなと思います。他、どうでしょうか。それでは何点かたくさん貴重なご意見ありがとうございました。これを元に再度検討してもらってより良いものを作っていこうということで、この実施要項の制定については取り扱っていきたいと思っておりますので、このくらいでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

#### 4 その他 1) 義務就学者の就学校の変更について【非公開】

#### 4 その他 2) 児童生徒の問題行動について(5月分)【非公開】

#### 4 その他 3) 教科用図書の展示について

(事務局 説明)

(委員) これ前回の時に是非出していただきたかったかなと思います。教育委員会室の方に先月から置いていただいているんですね。たまたま委員さんからお聞きして、そこにあるから見て帰ってくださいと仰っていただいたので、見させていただいたんですが、お二人の教育委員さん、ご覧になってないと思います。できれば早い目にお知らせくださいませ。

(教育長) 申し訳ございません。本来なら皆さん方に渡させてもらったら良いですけれども、部数がありませんので申し訳ございません。

(委員) 27ページの中書きの下から二つ目についてお尋ねです。この展示会というところに来場者名簿があると。実際に何人来場しているか。もし情報がありましたら教えてください。



(事務局) 正確な数字が手元にございませんで、また後でという形になります。

(教育長) 伊賀市と名張市、別ですんで、名張市は集計したらわかるんですけど、伊賀市はまだ分かりませんで。

(委員) 名張市だけで十分だと思ひですけども。要は展示会という形で計画をされて、そして実施をされていると。誰向けに展示をしているのかが、本当に効果が上がるような展示になっているかどうか。やりましたというアリバイ作りじゃなくて、実際に見ていただくというつもりでの展示会になっているかどうか。それが来場者名簿の数にも表れてくるものだろうと思ひます。やはりこういった場合には来場者の数については、きちんとこの会議で報告していただく。そのことをもって、この展示会が有効に行われていることをご説明いただく方が、意味があるかと思ひます。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございます。分かり次第また連絡してください。

(委員) 三日の日には報告いただきますね。行かせてもらいますよね、私たち。何名いて、こんな意見が来ていますというのは。

(教育長) 全部の意見は採択委員の皆さん方にはお示ししてもらって、そこでその意見も参考にさせてもらうということで、これについては毎回させてもらっています。かなりの件数が毎回ありますので、資料にするのも、委員さんに全部その枚数だけ見てもらうのは大変ですんで、纏められるところは纏めてくれているのではないかと思ひます。よろしいでしょうか。はい、それでは次の方に行きたいと思ひます。

#### 4 その他 4) 指定管理施設の収支状況について

(事務局 説明)

(教育長) この件につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。なかなかすぐに細かいことがわからないと思ひますので、気がついたら担当の室あるいは総務の方へ言ってもらおうという形で対応させてもらいたいと思ひますけど、よろしいでしょうか。それでは時間もありますので、次に進めさせていただきますと思ひます。

#### 4 その他 5) 市民プール開場計画について

(事務局) これについての説明をさせていただく前に、少しお礼かたがた報告ということでございまして、先に開催されましたワールドカップに際しましては、計4回のパブリックビューイングを開催させていただきまして、委員さんには連日ご参加いただきましてありがとうございました。その結果、約500名の参加をトータルでいただきました。1回目が128名、2回目127名、3回目が181名、4回目が午前3時のキックオフということで、89名ということで、トータルで525名の参加をいただきまして無事終えさせていただきました。本当にご協力、いろいろありがとうございました。

(事務局 説明)

(教育長) 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(委員) これとは関わりないですけれども、比奈知小学校のプールのことですが、学校教育室にも言わせていただいたんですけれども、猿の件です。

(事務局) 聞かせていただいております、すぐに学校の薬剤師さんに相談をして消毒が必要であればすぐするよというように指示をさせていただきました。

(委員) わかりました。猿が来て水浴びをしているという話で、子どもが上がって休憩しているときに入っていたと。

(教育長) このプールの開場の件、よろしいでしょうか。はい、それでは以上の計画でしていただくということでお願いします。

#### 4 その他 6) 平成29年度市民センター利用状況について

(事務局 説明)

(教育長) はい。説明が終わりました。この件について何かご質問ご意見はございませんでしょうか。今年は仕方ないですが他の市民センターがこうしてやってくれているのだから、国津・長瀬も本年度にはちゃんとしてもらうような。

(事務局) お願いと言うか、申し入れはしてあります。

(教育長) トータルが出ているんだから内訳がわかるようにしてもらったら良いと思いますが。

(事務局) お願いはさせていただいております。

(教育長) よろしいでしょうか。それではこの件についてはこの程度にとどめて置きたいと思います。

#### 4 その他 7) 平成30年度教育講演会について

(事務局 説明)

(教育長) 説明が終わりました。何かこの件についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。かなり前からこの日程でこの先生をお願いしてありまして有名な方でございますので、内容はどんな上手にしてくれるか、それはわかりませんが、人物そのものは、なかなか来てもらえない方ですので、教育委員さんも都合がつけばよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、この件はこのくらいにしたいと思ひます。

#### 4 その他 8) 平成30年度週末教育事業の実施予定について

(事務局 説明)

(教育長) 何かこの件につきましてご質問、ご意見よろしいでしょうか。はい、それではこの程度にとどめて置きたいと思ひます。

#### 4 その他 9) 図書館だより (2018年7月号 No. 321)

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございます。この件につきまして何か皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。はい、それではいろんな案内もあったわけでございますけれども、都合がつけばよろしくお願ひをしたいと思ひてございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

#### 4 その他 10 各所属からの諸事項

(事務局)

私の方から小中学校のブロック塀等の点検並びに安全点検につきましてご報告を申し上げます。去る6月18日に大阪北部地震によりましてブロック塀が倒壊して残念ながら小学校の女児がなくなるという事故が起きました。それから以降、私どもも、先ず小中学校にあるブロック塀の件につきまして各学校長に安全確認をして欲しいとお願いをさせていただき、教育総務室の担当がブロック塀のある小中学校を回り、今現在の建築基準法施行令に合致しているかどうかという確認をさせていただきました。6月29日に県の公表と合わせまして、夕方に公表をさせていただき、この部分については教育委員さんの方にも資料提供させていただいたところがございます。名張市で4件、現在の建築基準法の施行令に合わない分がありました。ブロック塀の高さが1.2m以上のものについては控え壁の設置が必要だということになっています。早ければ今週中に業者を決めて工事に取り掛かりたいと、このように考えています。

それともう1点、同じく子ども達の通学路の部分でのブロック塀の安全点検がございます。こちらの方につきましては市長からの直々の命もございまして7月3日の火曜日から、教育総務室、それから学校教育室、教育センターの職員が、基本的には毎日3班体制で、先ず小学校の通学路の民地のブロック塀を目視により安全確認をしております。現状把握ということで、できる限り夏休みに入るまでには、その調査を終えたいというタイムスケジュールで進めているところがございます。以上でございます。

(教育長) 今の件につきまして何か、ご意見ご質問はいかがですか。

(委員) 小学校のブロック塀ではないですけれども、夏見のテニスコートの壁打ちがブロック塀みたいで、使用禁止にも長い間なっている状態ですけれども、あれはどういう具合でしょうか。

(事務局) 基準的には壁と一緒に基準です。上がブロック積ですので。あの指示があつてすぐには一旦止めるという安全策を講じまして、今後の方向については、一旦ブロック積については撤去するしかないかなと思っておりまして、あと残る部分については、テニス協会さん等とも協議した中で、撤去する方向で進めています。

(事務局) 先月、トレーディングカードについての質問がありまして、トレーディングカードの価値でありますとか、貰う側、集める側ですね、その意図がどういうものであるか、お尋ねでしたのでちょっと調べてみました。トレーディングカードの定義ですけれども、通常、それぞれ異なる様々な種類の絵柄を作って、交換、トレードであるとか、収集、コレクト、こういう事を意図して販売であるとか、配布されることを前提にして作られている観賞用

であったりゲーム用であったりするカードということだそうです。通常、ある特定の分野を題材にして作られておりまして、観賞用として愛好家の間では、びっくりするような価値のあるカードもあるということで作られているのが、トレーディングカードということでした。

(事務局) 冒頭、教育長のほうからのご挨拶にもあったんですけども、先週西日本で大規模な水害がありまして、実は私昨日、市長と一緒に岡山県総社市の方へ行かせていただきまして、毛布と水を届けてまいりました。岡山県総社市というのは高梁川という川が流れていまして、東側が総社市、西側が倉敷市の真備地区と言う4700戸ほどが水没した地域でございます。私どもは岡山県総社市の方へ災害備蓄品を届けさせていただきました。私たちが行かせてもらったら、災害備品を受けてくれる方が、どう見ても中学生の子どもさんらが、たくさんおってくれて、仕分けとか一生懸命やっていました。ある高校生の子どもさんが、私たちの町を何とかしよう、自分達でもできることがあるんじゃないかということで、SNSで呼びかけをされて、約600名の高校生、中学生が集まったということで、それに対して市も社会福祉協議会も受け入れ態勢を整えてやられたということで、本当に非常に活躍をされていました。市長の思いの中では、名張市でこんなことができれば素晴らしいなということですけども、なかなか、教育委員会や、学校が主体的にというのは難しい話だと当然思いますので、そういういろんなことを前向きに考えてくれる子ども達に育ってほしいということで、市長がそういう機会があるのなら是非、紹介だけしてくれということでございました。

(事務局)

先日、鴻之台の1番町の皆さんと懇談する場を設けさせていただきました。夜間設定したんですけども、約7～8名の方がご出席いただきました。お話としましては鴻之台1番町の児童の通う小学校について、名張小学校への変更を32年4月からお願いをしております。昨年度も2度ほど説明会をさせていただいたんですけども、いよいよもう2年も切って参りましたので、最終の説明会という位置づけで地域の皆さんに説明をさせていただきました。今回で住民への説明会は終わらせていただき、最終的に教育委員会として、鴻之台1番町へ校区を変更することの事務的な手続をこれから進めさせていただきますということで教育長にしめていただいて会を散会させていただきました。鴻之台、希央台の小学生の皆さんが同じ小学校へ、32年4月から基本的に通っていただくという形を整えられたと感じております。以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

(教育長) 来月または、遅くても9月くらいには、きちっとした中で、教育委員会で決めてもらって、そして然るべき手続きは、粛々と進めていかないと、急に言って、来年からということはお出来ませんので、今からいったら1年半以上あるということですので、鴻之台1番

町を32年4月1日から校区を変更させてもらって名小にすると。こういうことについては規模配置の適正化の一つの事案でもございまして、出来るところからやっつけようということでございますので、全員が出席ではありませんでしたけれども、区長さん等にも入ってもらった中で、先般の6月30日の日を一応決着という形をさせていただきました。あと教育委員の皆さんに改めて文書で説明もさせていただき、経過措置等のこともさせていただきながら、なるべく近い所で決定いただこうと、こういう事ですので、ご承知いただければありがたいなと思いますし、またご意見ありましたら事務局に仰ってもらったら結構かなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で第4回の教育委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。